

第 19 号議案

足立区における保育の実施等に関する条例
上記の議案を提出する。

平成 23 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区における保育の実施等に関する条例

足立区保育所の保育の実施に関する条例（昭和 62 年足立区条例第 11 号）の全部を改正する。

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 24 条第 1 項に基づく保育が必要な児童等に対し、保育所において保育の実施を行うとともにその他適切な保育により保護を行うことを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 保育所 法第 7 条第 1 項に規定する保育所をいい、法第 35 条第 3 項及び第 4 項で設置するものをいう。
- （2） 保育の実施 保育所における法第 24 条第 1 項に基づく保育を行うことをいう。
- （3） その他の保育の実施 前号以外の保育を行うことをいう。
- （4） 区立保育所等 足立区が設置する保育所及び法第 39 条第 1 項の保育による保護を目的とするものであって、法第 35 条第 3 項によらず設置する施設（以下「認可外保育施設」という。）をいう。
- （5） 保育の実施等 第 2 号及び第 3 号による保育を行うことをい

う。

(6) 保育料 保育の実施等により利用者が支払うべき額をいう。

第2章 保育の実施

(足立区立保育所の設置)

第3条 保育の実施のために法第35条第3項により足立区が設置する保育所は、別表第1のとおりとする。

(入所資格者)

第4条 保育所に入所する資格を有する児童は、法第24条第1項に基づく保育の実施が必要なもので、次条に当たるものでなければならない。

(保育の実施基準)

第5条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

(1) 居宅外で労働することを常態としていること。

(2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。

(3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっていること。

(5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がいをもつ同居の親族を常時介護していること。

(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

(7) 区長が認める前各号に類する状態にあること。

(保育の実施の不承諾)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、区長は、保育の実施を承諾しないことができる。

- (1) 設備その他の事情により保育を実施する余裕がないとき。
 - (2) 疾病その他の事由により、他の保育児童に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
 - (3) その他保育を実施することが不適當であると認めたとき。
- (保育の実施の承諾の取消し)

第7条 区長は、入所中の児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の実施の承諾を取り消すことができる。

- (1) 第5条に規定する実施基準に該当しなくなったとき。
- (2) 正当な理由がなく長期間にわたって保育の実績がないとき。
- (3) 入所の申請に虚偽があることが判明したとき。
- (4) その他規則で定める事由が生じたとき。

第3章 その他の保育の実施

(その他の保育の実施)

第8条 区長は、その他の保育の実施として、認可外保育施設における保育及び延長保育等（以下「特別保育」という。）を行うものとする。

(認可外保育施設の設置)

第9条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に基づき認可外保育施設を別表第2のとおり設置する。

(認可外保育施設の利用承認及び保育)

第10条 認可外保育施設を利用できる児童は、第4条及び第5条の規定に当たる児童とする。

2 第6条及び第7条の規定は、認可外保育施設を利用している児童又は利用しようとしている児童に準用する。この場合にあっては、「保育の実施」とあるのは「利用」と読み替えるものとする。

(特別保育の実施)

第11条 区長は、規則で定める区立保育所等において、次の各号に定める特別保育を行うものとする。

- (1) 延長保育

(2) 一時延長保育

(3) 年末保育

(4) 病後児保育

(5) 一時保育

2 延長保育とは、第13条に定める保育時間を超えて行う保育であって、月を単位として保育を行い、又は利用させることをいう。

3 一時延長保育とは、第13条に定める保育時間を一時的に超えて行う保育であって、日を単位として保育を行い、又は利用させることをいう。

4 年末保育とは、第14条に定める年末に保育を行い、又は利用させることをいう。

5 病後児保育とは、病気の回復期にある児童に対して一時的に保育を行い、又は利用させることをいう。

6 一時保育とは、保護者が一時的に保育することが困難な場合に児童に対して一時的に保育を行い、又は利用させることをいう。

7 特別保育の対象となる児童及び当該児童の保護者に係る利用の条件は、規則で定める。

(利用の承認)

第12条 特別保育を利用しようとする保護者は、規則で定めるところにより区長（第25条第1項の規定により区立保育所等の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）が管理する施設にあっては指定管理者）に申し込み、その承認を受けなければならない。

第4章 区立保育所等の開所時間等

(開所時間等)

第13条 区立保育所等の開所時間及び保育時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。ただし、区長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が管理する区立保育所等にあ

っては、指定管理者は、特に必要があると認めたときは、区長の承認を得て開所時間及び保育時間を変更することができる。

（休業日）

第 1 4 条 休業日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

（ 1 ） 日曜日

（ 2 ） 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に定める休日

（ 3 ） 年始 1 月 2 日及び 3 日

（ 4 ） 年末 1 2 月 2 9 日から 3 1 日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が管理する区立保育所等にあつては、指定管理者は、特に必要があると認めたときは、区長の承認を得て休業日を変更することができる。

第 5 章 保育料の徴収

（保育の実施における費用の徴収）

第 1 5 条 区長は、保育の実施に係る当該児童の扶養義務者から、法第 5 6 条第 3 項に規定する費用を徴収する。

（保育の実施における費用の額）

第 1 6 条 前条の規定により徴収する費用の額は、別表第 3 に定める額とする。

（認可外保育施設における使用料）

第 1 7 条 区長は、認可外保育施設に係る使用料を当該児童の扶養義務者から徴収する。

2 認可外保育施設における使用料の額については、前条の規定を準用する。この場合にあつては、「費用」とあるのは「使用料」と読み替える。

（保育の実施における費用及び認可外保育施設における使用料の額の基準日及び調整）

第 18 条 保育所（認可外保育施設を含む。以下この条において同じ。）に入所した児童に係る費用又は使用料の額については、当該年度中は当該児童の当該年度の初日における年齢区分により別表第 3（第 17 条で準用する場合を含む。以下この条において同じ。）を適用する。

2 生計を一にする世帯から保育所に 2 人以上の児童が入所している場合においては、最も費用又は使用料の額が低い児童の次に費用又は使用料の額が高い児童（最も費用又は使用料の額が低い児童が 2 人以上いる場合はそのうちの 1 人とし、最も費用又は使用料の額が低い児童の次に費用又は使用料の額が高い児童が 2 人以上いる場合はそのうちの 1 人とする。）に係る費用又は使用料の額は、別表第 3 に定める額に別表第 4 に定める割合を乗じて得た額とし、最も額が低い児童及び最も額が低い児童の次に額が高い児童以外の児童に係る費用又は使用料は、無料とする。

（特別保育における使用料の徴収）

第 19 条 区長は、第 11 条に定める特別保育に係る使用料（以下「特別保育使用料」という。）を当該児童の扶養義務者から徴収する。

2 特別保育使用料の額は、別表第 5 に定める額とする。

（保育料の決定）

第 20 条 保育料の額は、月の初日現在における保育の実施等に係る児童（月を単位として保育の実施等を行う場合に限り、月の初日現在において保育の実施等がされ、月の中で保育の実施等を解除された児童を含む。）について当月分全額とし、日を単位として行う保育については、保育した日数をもって計算する。

2 区長は、保育料の額を決定し、又は変更したときは、扶養義務者にその旨を通知しなければならない。

（保育料の減免）

第 21 条 第 16 条から第 19 条までの規定にかかわらず、区長は、特

別の事情があると認めるときは、扶養義務者の申請に基づき、その保育料を減額し、又は免除することができる。

（保育料の納付）

第 2 2 条 扶養義務者は、前 2 条の規定に基づく保育料を指定された納期限までに納付しなければならない。

（督促及び滞納処分）

第 2 3 条 区長は、扶養義務者が保育料を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

2 区長は、第 1 5 条に定める費用を納付すべき者が前項の規定による督促を受け、指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、法第 5 6 条第 9 項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

（保育料の返還）

第 2 4 条 既納の保育料は返還しない。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

第 6 章 区立保育所等の指定管理者による管理

（指定管理者による管理）

第 2 5 条 区立保育所等の管理に関する業務は、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。

2 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認めた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

（指定管理者の指定）

第 2 6 条 前条第 1 項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により区立保育所等の目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者と

して指定するものとする。

- 3 区長は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

（福祉施設指定管理者等選定審査会への諮問）

第27条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例（平成17年足立区条例第47号）第1条に規定する足立区福祉施設指定管理者等選定審査会に諮問するものとする。

（指定管理者の業務の範囲）

第28条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 保育事業の実施（特別保育を除く。）に係る業務（区長の権限に属するものを除く。）
- （2） 特別保育事業の実施に係る業務
- （3） 施設の維持管理に関する業務
- （4） 前3号に掲げるもののほか、区長が区立保育所等の管理運営に必要と認める業務

（利用料金）

第29条 指定管理者は、第11条に規定する特別保育を行ったときは、児童の扶養義務者から特別保育に係る利用料金を徴収することができる。

- 2 前項に規定する利用料金の額は、別表第5に定める額の範囲内において、区長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

- 3 第1項に規定する利用料金は、指定管理者の収入とする。

（管理の基準）

第30条 指定管理者は、第28条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

- 2 指定管理者及び区立保育所等の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、区立保育所等を利用する者の個人情報適切に保

護されるために必要な措置を講ずるとともに、区立保育所等の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

（原状回復の義務）

第 3 1 条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償の義務）

第 3 2 条 指定管理者は、施設又は付帯設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

第 7 章 委任

（事務の委任）

第 3 3 条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。ただし、第 1 5 条、第 1 7 条、第 1 9 条及び第 2 2 条から第 2 4 条までに定める事務を除く。

（委任）

第 3 4 条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条及び別表第 2 の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（足立区立保育所条例の廃止）

- 2 足立区立保育所条例（昭和 3 6 年足立区条例第 7 号）は、廃止する。

（足立区立保育所における特別保育の実施に関する条例の廃止）

- 3 足立区立保育所における特別保育の実施に関する条例（平成14年足立区条例第16号）は廃止する。

（経過措置）

- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の足立区保育所の保育の実施に関する条例、廃止前の足立区立保育所条例及び足立区立保育所における特別保育の実施に関する条例（以下これらを「旧条例」という。）の規定により区長が行った処分その他の行為で現に効力を有するもの又は旧条例の規定により区長に対してされた申請その他の行為で施行日以後に処理されることとなるものは、それぞれこの条例の規定により教育委員会が行った処分その他の行為又は教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。

- 5 認可外保育施設に係る申請その他の行為は、施行日前においても、この条例による改正後の足立区における保育の実施等に関する条例の例により行うことができる。

（足立区社会福祉法人の助成に関する条例の一部改正）

- 6 足立区社会福祉法人の助成に関する条例（平成5年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「足立区立保育所条例（昭和36年足立区条例第7号）第1条」を「足立区における保育の実施等に関する条例（平成23年足立区条例第 号）第2条第1項第4号」に改める。

別表第1（第3条関係）

名称	位置
足立区立本木保育園	足立区本木東町18番17号
同 千住保育園	足立区千住元町16番9号
同 五反野保育園	足立区足立二丁目26番14号
同 上沼田保育園	足立区江北四丁目17番20－101号
同 緑町保育園	足立区千住緑町二丁目17番11号

同	西新井保育園	足立区西新井二丁目 2 1 番 2 号
同	興本保育園	足立区西新井本町四丁目 2 7 番 6 - 1 0 1 号
同	青井保育園	足立区青井三丁目 2 4 番 2 - 1 0 1 号
同	神明町保育園	足立区神明二丁目 1 0 番 4 号
同	東谷中保育園	足立区谷中一丁目 3 2 番 9 号
同	竹の塚保育園	足立区竹の塚三丁目 7 番 3 3 - 1 0 6 号
同	島根あおば保育園	足立区島根四丁目 2 6 番 7 号
同	花畑保育園	足立区花畑五丁目 1 2 番 7 号
同	新田わかば保育園	足立区新田三丁目 8 番 2 0 号
同	東栗原保育園	足立区一ツ塚二丁目 1 5 番 1 4 - 1 0 1 号
同	北保木間保育園	足立区南花畑五丁目 1 5 番 3 - 1 0 1 号
同	中央本町保育園	足立区中央本町四丁目 1 1 番 3 9 号
同	南保木間保育園	足立区東保木間一丁目 5 番 1 6 - 1 0 1 号
同	伊興保育園	足立区伊興四丁目 1 1 番 2 5 号
同	東綾瀬保育園	足立区東綾瀬二丁目 1 2 番 1 3 号
同	竹の塚北保育園	足立区竹の塚七丁目 1 3 番 4 - 1 0 1 号
同	第三上沼田保育園	足立区江北七丁目 1 2 番 3 - 1 0 1 号
同	谷在家保育園	足立区谷在家三丁目 2 2 番 1 0 - 1 0 1 号
同	梅田保育園	足立区梅田四丁目 2 番 1 9 号
同	宮城保育園	足立区宮城一丁目 5 番 6 - 1 0 1 号
同	六木保育園	足立区六木一丁目 5 番 1 0 - 1 0 1 号

同	辰沼保育園	足立区辰沼一丁目2番7－101号
同	元町保育園	足立区千住元町34番3－101号
同	弘道保育園	足立区弘道一丁目7番1号
同	千住あずま保育園	足立区千住東二丁目20番17号
同	東花畑保育園	足立区南花畑四丁目11番6－101号
同	鹿浜保育園	足立区鹿浜五丁目24番4－101号
同	沼田保育園	足立区江北六丁目29番1号
同	西保木間保育園	足立区西保木間二丁目17番5－101号
同	中島根保育園	足立区島根二丁目33番2号
同	平野保育園	足立区平野三丁目18番1－101号
同	花畑桑袋保育園	足立区花畑八丁目5番15－101号
同	保木間保育園	足立区保木間三丁目25番9号
同	本木東保育園	足立区本木二丁目13番11号
同	いりや第一保育園	足立区舎人六丁目12番5－101号
同	いりや第二保育園	足立区舎人六丁目11番2－101号
同	大谷田第一保育園	足立区大谷田一丁目1番5－101号
同	大谷田第二保育園	足立区大谷田一丁目1番9－101号
同	水神橋保育園	足立区西保木間四丁目12番4号
同	すわぎ保育園	足立区西新井四丁目28番7号
同	加賀保育園	足立区加賀二丁目31番5－101号
同	第二日ノ出町保育園	足立区日ノ出町19番3号
同	伊興大境保育園	足立区西竹の塚一丁目10番5－101号
同	東保木間保育園	足立区東保木間一丁目25番2－101号
同	やよい保育園	足立区中央本町一丁目9番3－105

号

同	あやせ保育園	足立区東綾瀬一丁目5番17号
同	さつき保育園	足立区江北一丁目15番3-103号
同	せきや保育園	足立区千住関屋町16番1号
同	新田さくら保育園	足立区新田一丁目14番12-101号

別表第2（第9条関係）

名称

位置

足立区立新田おひさま保育園 足立区新田三丁目14番3号

別表第3（第16条及び第17条関係）

世帯区分		階層区分の定義		費用月額		
		一般的定義	C階層は前年度分特別区（市町村）民税、D階層は前年分所得税の各課税区分による定義	4歳以上児	3歳児	3歳未満児
A階層		生活保護適用中の世帯		0円	0円	0円
B階層		A階層及びD階層を除き、前年度分特別区（市町村）民税非課税世帯		3,600円	3,600円	3,600円
C階層	第1階層	A階層を除き、前年分所得税非課税世帯	均等割のみ課税世帯	6,100円	6,100円	6,700円
	第2階層		所得割1万円未満課税世帯	6,800円	6,800円	7,200円
	第3階層		所得割1万円以上課税世帯	8,600円	8,700円	9,100円
D階層	第1階層	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯	3,000円未満課税世帯	1万200円	1万500円	1万2,000円
	第2階層		3,000円以上1万6,800円未満課税世帯	1万2,100円	1万2,600円	1万3,900円

	帯	01円未満課税世帯	円		円
第3階層		1万6,801円以上3万円未満課税世帯	1万4,100円	1万4,600円	1万5,000円
第4階層		3万円以上6万円未満課税世帯	1万6,100円	1万6,500円	2万1,000円
第5階層		6万円以上9万円未満課税世帯	1万8,200円	1万8,300円	2万4,700円
第6階層		9万円以上12万円未満課税世帯	2万200円	2万300円	2万7,500円
第7階層		12万円以上15万円未満課税世帯	2万1,700円	2万1,800円	2万9,600円
第8階層		15万円以上18万円未満課税世帯	2万2,900円	2万3,000円	3万1,500円
第9階層		18万円以上21万円未満課税世帯	2万4,000円	2万4,200円	3万3,500円
第10階層		21万円以上24万円未満課税世帯	2万4,000円	2万5,500円	3万5,200円
第11階層		24万円以上27万円未満課税世帯	2万4,000円	2万6,700円	3万7,000円
第12階層		27万円以上30万円未満課税世帯	2万4,000円	2万7,600円	3万8,500円
第13階層		30万円以上33万円未満課税世帯	2万5,000円	2万9,600円	4万1,200円
第14階層		33万円以上36万円未満課税世帯	2万5,000円	2万9,600円	4万2,700円
第15階層		36万円以上39万円未満課税世帯	2万5,000円	2万9,600円	4万4,200円
第16階層		39万円以上42万円未満課税世帯	2万5,000円	2万9,600円	4万5,500円
第17階層		42万円以上45万円未満課税世帯	2万5,000円	2万9,600円	4万7,000円
第18階層		45万円以上60万円未満課税世帯	2万6,000円	3万600円	5万1,400円
第19階層		60万円以上75万円未満課税世帯	2万7,000円	3万1,600円	5万7,900円
第20階層		75万円以上90万円	2万8,000円	3万2,600円	6万3,700円

	層		未満課税世帯	円		円
	第 21 階層		90 万円以上課税世帯	2万9,000円	3万3,600円	6万8,500円
附加基準	C階層の第1階層に属し前年度分固定資産税課税額が4,000円以上である世帯はC階層の第2階層と認定する。					
	C階層の第2階層に属し前年度分固定資産税課税額が6,000円以上である世帯はC階層の第3階層と認定する。					
	C階層の第3階層に属し前年度分固定資産税課税額が8,000円以上である世帯はD階層の第1階層と認定する。					
	D階層の第1階層に属し前年度分固定資産税課税額が1万円以上である世帯はD階層の第2階層と認定する。					

備考

- この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する均等の額によって課する特別区（市町村）民税の額をいい、「所得割」とは、地方税法（第314条の7及び附則第5条第2項を除く。）に規定する所得によって課する特別区（市町村）民税の額をいう。
- この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって課する所得税の額をいう。
- この表における所得税課税額を算出するための所得の範囲及び計算方法は、規則で定める。
- この表において「固定資産税課税額」とは、地方税法の規定によって課する固定資産税の額をいう。

別表第4（第18条関係）

階層区分	割合
B階層、C階層及びD階層第1階層から第12階層までの階層に属する世帯	0.5
D階層第13階層から第17階層までの階層に属する世帯	0.6

D階層第18階層から第21階層までの階層に属する世帯	0.7
----------------------------	-----

備考 算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第5（第19条及び第29条関係）

特別保育区分		世帯区分	特別保育使用料	
			1歳以上児	零歳児
延長保育	午前7時から午前7時30分まで	A階層及びB階層	月額 600円	月額 900円
		C階層及びD階層	月額 2,500円	月額 3,750円
	午後6時30分から午後7時30分まで	A階層及びB階層	月額 1,000円	月額 1,500円
		C階層及びD階層	月額 4,000円	月額 6,000円
	午後6時30分から午後8時30分まで	A階層及びB階層	月額 2,500円	月額 3,750円
		C階層及びD階層	月額 1万円	月額 1万5,000円
一時延長保育	午前7時から午前7時30分まで	すべての階層	日額 400円	日額 600円
	午後6時30分から午後7時30分まで		日額 800円	日額 1,200円
	午後7時30分から午後8時30分まで		日額 1,200円	日額 1,800円
			上記利用料に加えて、食事の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額	
年末保育		すべての階層	日額 2,500円	
病後児保育		A階層	日額 0円	
		B階層、C階層及びD階層	日額 月～金 2,500円 土 2,000円	
一時保育		すべての階層	1時間 500円 加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める	

		額
--	--	---

備考 世帯区分については、別表第 3 の例による。

（提案理由）

認可外保育施設を設置するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。